

民間マネジメント業務（サービス購入料G） モニタリング項目一覧表

No	項目	マネジメント業務水準の内容	第1回半期				第2回半期				第3回半期				第4回半期			
			7月10日 SPC評価	7月15日 市評価	定正 レベル	備考	SPC評価	市評価	定正 レベル	備考	SPC評価	市評価	定正 レベル	備考	SPC評価	市評価	定正 レベル	備考
1	基本方針	乙は、以下をマネジメント業務の基本方針とし、効率的かつ継続的に実施する。 ① 和光市広沢地区全体のエリアマネジメントの方向性を取りまとめ牽引するとともに、広沢地区にぎわいの創出や拠点としての魅力向上策を図り中長期的な価値向上を目指す。 ② 複合施設の運営及び維持管理の総合調整を行う。	○	○														
2	マネジメント業務の実施体制	乙は民間マネジメントチームを組成し、チーム内に事務局を設け連絡窓口を一元化する。	○	○														
3		民間マネジメントチームは、統括マネージャー、ファシリテーター、コーディネーターにより構成する。	○	○														
4		コーディネーターを中心として、エリアマネジメントの方向性を取りまとめ牽引するとともに、和光市広沢地区のエリアビジョン（協議中のものを含む）のコンセプト、趣旨等が透れぬように全体を統括管理する。	○	○														
5		ファシリテーターを中心とし住民自ら活動する魅力向上に資する企画等の牽引をコーディネーター監修のもとに行う。	○	○														
6		民間マネジメントチームはオンラインツールを活用して、遠隔地にいる運営スタッフでも情報を共有する。	○	○														
7		組織体制の変更や、統括マネージャー及びコーディネーター、ファシリテーターの配置に変更がある場合は、乙は30日前までに甲へ届出する。	○	○														
8		統括マネージャーとファシリテーターは常駐・専任とし、コーディネーターは非常勤可・兼職可とする。	○	○														
9		統括マネージャー、ファシリテーター及びコーディネーターをそれぞれ兼任することは不可とする。	○	○														
10	統括マネージャーの職務	統括マネージャー自身が本事業の趣旨を十分に理解するとともに、SPC内に対して本事業の趣旨を明確に指示し理解させる。	○	○														
11		SPCが維持管理を行う北エリア及び公の施設の維持管理面での統括を行う。	○	○														
12	ファシリテーターの職務	甲への総合的な連絡、及び甲に報告を行うに当たって総合的に責任を負う。	○	○														
13		本事業の趣旨を十分に理解するとともに、統括マネージャーと情報を共有する。	○	○														
14		複合施設全体の運営事業者間の相談に応じ、施設運営の質的向上を図る。	○	○														
15		運営協議会部会の運営を行う。	○	○														
16		公共施設（北エリア）全体の運営事業者間における調整を行う。	○	○														
17		北エリアの公の施設の運営面で統括を行う。	○	○														
18		民間収益事業者との調整を行う。	○	○														
19		民間収益事業者とコミュニケーションをとり、利便性の向上を図りながら、公共性の理解を深める。	○	○														
20		民間収益事業者と連携し、広場・オープンスペースの収益化を図る。	○	○														
21		エリアマネジメントを担当するコーディネーターと地域のニーズやシーズについて共有し、広場・オープンスペースの収益化やにぎわいづくりに活かしていく。	○	○														
22	コーディネーターの職務	エリアマネジメント・アライアンスを運営し、全国の好事例や社会の動きに鑑み、方向性を提案する。	○	○														
23		地域のニーズやシーズを集約するために、施設機能に関するテーマごとに、市民あるいは市民団体、地元企業、SPC、民間収益事業者を対象としたワークショップを企画・開催する。なお、本施設の運営協議会部会として開催することも可とする。	○	○														
24		地域のにぎわいを創出するために、エリアマネジメント各団体の計画や事業に関する情報を把握し、各団体間での情報相互共有を促進する。	○	○														
25	エリアマネジメント	乙は、和光市広沢複合施設整備・運営事業における基本計画の理念「市民・行政・民間事業者 みんなでつくる 交流拠点」を実現し、官民協働型のエリアマネジメントのモデルケースを目指すため、和光市広沢地区のエリアマネジメントの牽引役となり、「市民によるネットワーク化の支援」「市民参画の仕組みづくり・支援」を推進することで、地域の賑わい、地域の良好な環境や価値向上を図る。ひいては、まちづくりの担い手となる市民が、和光市の新たな公共サービスの担い手となる事を目指す。	○	○														
26		エリアマネジメントの対象エリアは町名が和光市広沢及び西大団地に定める区域とし、広沢複合施設整備・運営事業、公有財産の有効活用、西大団地再生に基づく事業を3本の柱とする。	○	○														
27		コーディネーターを中心として、エリアビジョンを取りまとめ牽引するとともに、にぎわいの創出や拠点としての魅力向上に資する企画案の監修を行う。	○	○														
28		エリアマネジメント・アライアンスを運営する。	○	○														
29			○	○														
30			○	○														
31			○	○														
32		エリアマネジメント・アライアンスの構成員は甲、乙、SPC、独立行政法人都市再生機構及び本事業に賛同する者とする。	○	○														
33		エリアマネジメント・アライアンスはエリアにおける課題の共有と情報交換、交流を行い、参加者間の連携を図る場とする。	○	○														
34		コーディネーターはエリアマネジメント・アライアンスに対して、エリアマネジメントの方向性を提案し、必要な事項は、参加者の意見を調整しながら活動方針を取りまとめ、対象エリア内の公有資産の有効活用を実現する。	○	○														
35		エリアマネジメントの方向性を提案するため、積極的にワークショップやイベントを開催するなど、地元も参加するエリア全体のにぎわいづくりを通じて地元の生の情報と意見をくみ取る。	○	○														
36		ワークショップやイベントの詳細はその時点で推進するエリアマネジメントの方向性を鑑みて年度業務計画書に定める。	○	○														
37			○	○														
38		エリアマネジメント・アライアンスでエリアビジョンを策定する。なお、エリアビジョンは、おおむね5年を目安に総合的な評価、見直しを行うものとする。	—	—														
39		地元企業・団体やコレクティブインパクトを活用し互いの強みやノウハウを持ち寄り、社会課題の解決を図る事業を推進する。課題解決に最適な地元企業・団体を優先的に活用する。また、運営協議会部会にて、市民・行政・運営維持管理企業が対話できる機会を設ける。	○	○														
40		イベントやワークショップ等を通して参加者同士の結び付けや仲間づくりを行う。	○	○														
41		乙は、エリアマネジメント推進に際し、一時的な視点によるまちづくりに陥らないために、全国事例や大手企業のノウハウを共有・参考とする。	○	○														

No	項目	マネジメント業務水準書の内容	第1回半期				第2回半期				第3回半期				第4回半期			
			7月10日	7月15日	是正	備考	SPC評価	市評価	是正	備考	SPC評価	市評価	是正	備考	SPC評価	市評価	是正	備考
			SPC評価	市評価	レベル		レベル	レベル	レベル		レベル	レベル	レベル		レベル			
42	複合施設の総合調整	S P Cで公共性を理解し、本事業の意図を浸透させる。																
43		本施設の運営及び維持管理の総合調整を行う。	○	○														
44		本施設の総合調整や連絡等を密に行うために、複合施設運営協議会を定期的に開催する。	○	○														
45		運営協議会の下に活動テーマごとに部会を設置し、個別の運営モニタリングを行う。なお、部会の運営は市民参加にて運営するものとし、活動テーマごとに協議の上、年度業務計画書を作成する。	○	○														
46			○	○														
47		運営協議会部会には、必要に応じて有識者を構成員に加えることができる。	—	—														
48		サービス購入料の返還に係るモニタリングを協議する運営協議会部会に関しては、有識者の参加を必須とする。なお、有識者の選出は甲側で行う。	—	—														
49		ワークショップやイベントの開催などを通じて、部会への市民参加を促し、ホームページ上で議事録を公開する事により開かれた会とする。	○	○	1	運営協議会等の令和8年度4、5、6月分議事録について、7月15日現在においてホームページへの掲載が確認できなかった。 今後は会議終了後、速やかに議事録を作成し、ホームページへの掲載を徹底すること。												
50	ブランディング	コーディネーターを中心とし、エリアビジョン（協議中のものを含む）のコンセプトに基づいて本事業のブランド構築に努め、維持管理及び運営を通じた統一的管理を行う。	○	○														
51		複合施設の総合調整の一貫として、健康増進センター、認定こども園、児童発達支援センターに対して本事業のブランドの浸透及び活用促進を図る。	○	○														
52		ブランド浸透を調査するため、インターネットを活用したアンケートを年1回行う。	—	—														
53		多世代の人々が自然と集まる地域コミュニティの中心を創るため、研究施設や行政施設が集積する地域特性を活かして様々な「場所づくり」「仲間づくり」「きっかけづくり」に取り組む。協働によるまちづくりを実現し、和光市に広がるまちづくりの担い手となる人材を多数輩出する事業を展開する。	○	○														
54		先端技術の実証実験が複合施設で実施できることをホームページで情報発信する。	○	○														
55		市民や市民団体などの地域活動を支援する事業を実施する。	○	○														
56		ネーミングライツを導入する際は、「和光市ネーミングライツに関する基本方針」に則って実施する。なお、ネーミングライツパートナーは、民間事業者以外の第三者でも可とする。	—	—														
57	広報業務	案内に関するパンフレットを作成し、施設の利用促進に資する情報を提供する。	○	○														
58		広告等を活用し、地元企業とのコミュニケーションを図る。	○	○														
59		和光市広沢地区及び複合施設の情報発信・情報交換、地域の活動支援ページを開設する。	○	○														
60		公の施設の案内に関するホームページを作成し、施設の利用促進に資する情報を提供する。	○	○														
61		貸室の予約状況が確認できるようにする。	○	○														
62		パソコンでの閲覧の他、スマートフォンの画面閲覧も可能とする。	○	○														
63		掲載する内容や文字の大きさ、言葉遣いなどに関して、子ども・高齢者・障がい者など、誰もが理解しやすい内容とする。総務省ウェブアクセシビリティ方針 JIS X 8341-3:2016のウェブアクセシビリティ適合レベルAAに準拠する。	○	○														
64		乙は各種SNSへ登録し、広報活動を行う。	○	○														
65		市民が協力して外部に対して情報発信する、地元市民で組織される「和光市広沢エリアマネジメント広報部」を創設し、運営する。	○	○														
66		市民参加の部会で、広報活動をテーマとして、市民との対話を実施する。	○	○														
67		甲や各団体・NPOと広報活動の連携を積極的に行う。	○	○														
68		広報紙と複合施設内にある広報掲示板を活用し、多様な利用者層への広報活動を行う。	○	○														
69		市民参加を推し進めるために、広報の専門企業と連携する。	○	○														
70		広聴機能として、年1回以上、定期的なアンケートを実施する。	○	○														
71	資料作成等	資料の作成及び視察対応等、本事業について市が求める事項について、速やかに対応する。	○	○														
72	年度業務計画書	毎年度のマネジメント業務の実施に先立ち、実施体制、実施内容等の必要な事項を記載した年度業務計画書を作成し、各年度の事業開始日の60日前までに甲の承諾を受ける。 年度業務計画書はマネジメント業務水準書とともに、マネジメント業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものとする。	—	—														
73	業務報告書	乙はマネジメント業務に関する日報、月次業務報告書、四半期総括書及び年次総括書を年度業務報告書として作成し、以下の期限内までに甲に提出する。なお、年度業務報告書に関して、別途甲より指示を受けた場合は、乙はそれに従う。	○	○														
74	モニタリングの実施	本業務を確実に遂行し、かつ、業務水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。モニタリングを実施するにあたっての詳細については、モニタリング実施計画書による。	○	○														
75			—	—														